

主な項目

- (1) ケージ等の基準
- (2) 飼養・保管に従事する従業者の員数について
- (3) 動物の飼養又は保管をする環境の管理について
- (4) 動物の疾病等に係る措置について
- (5) 動物の展示の方法に関する事項
- (6) 動物の輸送の方法に関する事項
- (7) 動物の繁殖に関する事項(年齢、回数)
- (8) 動物の繁殖に関する事項(その他)
- (9) マイクロチップについて

(1) ケージ等の基準

令和3年6月以降に新規登録した事業所 ⇒直ちに適用

令和3年5月末日までに新規登録した事業所 ⇒令和4年6月から適用

◆1頭あたりに最低限確保しなければならない広さが定められた(分離型ケージの基準)。

◆長期間飼養する場合は、分離型ケージのほかに**運動スペースを確保**し、1日あたり**3時間以上運動**させなければならない。

※運動スペースの広さは、運動スペース一体型ケージの基準を満たす
こと

※“運動”は飼養施設内に設置された運動スペースで行う必要がある。

※外部のドッグラン利用や路上での散歩は運動時間に含まれない。

ケージ等の基準

運動スペース分離型 (分離型)

<犬>

タテ: 体長の2倍以上

ヨコ: 体長の1.5倍以上

高さ: 体高の2倍以上

<猫>

タテ: 体長の2倍以上

ヨコ: 体長の1.5倍以上

高さ: 体高の3倍以上

※1つ以上の棚を設置

運動スペース一体型 (一体型)

<犬>

分離型の6倍以上の面積

高さ: 体高の2倍以上

<猫>

分離型の2倍以上の面積

高さ: 体高の4倍以上

※2つ以上の棚を設置

全ての業者が満たす必要があるの？



◆基本的には基準を満たすことが必要

◆傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外

<例>

- ・傷病動物等で安静が必要な場合
 - ・生まれたばかりの子猫が柵から落下するおそれがある場合
 - ・トリミングのための数時間の預かり
 - ・ペットホテルでの数日間の預かり
- 等

同じ数日間であっても、販売業の場合は販売されるまでの期間が事前にわからないため、一時的な保管には該当しない。

一体型ケージで複数頭飼養する場合・ 運動スペースを複数頭で共用する場合

<犬> 各個体の分離型ケージの3倍以上の面積の合計

最も体高が高い犬の2倍以上の高さ

<猫> 各個体の分離型の面積以上の合計

最も体高が高い猫の4倍以上の高さ が必要。

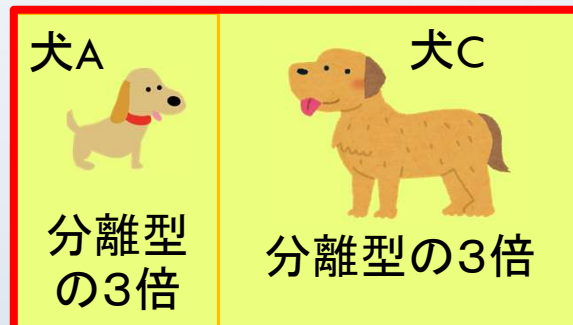
※最も体長が長い犬・猫の一体型の基準を満たしておかなければならない

(認められる例)



犬A: 分離型の6倍を満たす
犬B: 分離型の6倍を満たす

(認められない例)



犬A: 分離型の6倍を満たす
犬C: 分離型の6倍を満たしていない

詳細についてはセンターへお問い合わせを

(2) 飼養・保管に従事する従業者の員数について

令和3年6月以降に新規登録した事業所 ⇒直ちに適用
令和3年5月末日までに新規登録していた事業所
⇒令和4年6月から段階的に最大頭数が減少し、令和6年6月以降は
下記の数を適用

◆職員(常勤)1人あたりの最大飼養頭数が定められた。

犬の頭数	
	うち繁殖犬
20	15

猫の頭数	
	うち繁殖猫
30	25

※親と同居する子犬・子猫は含まない

※引退犬猫は含まない

※犬と猫を同時に飼養する場合の最大頭数は、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針(環境省)」等を確認してください。



常勤とは

- 勤務時間が、当該事業所において定められている「常勤の職員が勤務すべき時間数」を満たしている職員（目安は週40時間）。
- 正規・非正規は問わない
- 常勤でない職員（非常勤職員）がいる場合は、「常勤換算」を行って従業者の員数に含める。

次のスライドで説明
- 同一事業所で複数の業種の登録を行っている場合（販売業と保管業等）は、それぞれの業種ごとに員数を計算する。（販売業に○時間、保管業に△時間従事）

常勤換算とは



【常勤換算とは】

週ごとに非常勤職員ののべ勤務時間数を合計し、40時間で割った数値
(**小数点以下は切り捨て**)

氏名	勤務時間数(時間)							
	月	火	水	木	金	土	日	合計
常勤 Aさん	8	8		8	8	8		40
非常勤 Bさん			8	6	8	8	8	38
非常勤 Cさん	6	6	8			6	8	34

非常勤職員の勤務のべ時間数 72時間

常勤換算 $72時間 \div 40時間 = 1.\text{~~8~~人}$

飼養・保管に従事する従業員の員数
= 常勤1人 + 常勤換算1人 = **2人**

(3) 動物の飼養又は保管をする環境の 管理について

全ての事業所 ⇒ 令和3年6月以降に適用

◆飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じないように管理すること。

※エアコンや空気清浄機の表示ではなく、「温度計・湿度計」の設置をお願いします。

【適切な温湿度のめやす】

室温：20～23℃前後

湿度：50%前後

※品種や身体的な特徴、年齢等に応じて設定値を変更してください。

(4) 動物の疾病等に係る措置について

全ての事業所 ⇒ 令和3年6月以降に適用

◆1年以上継続して飼養・保管する犬猫について、**年1回以上**、獣医師による健康診断を受けさせ、**診断書を5年間保存**すること。

◆繁殖させる個体は、雄・雌ともに**繁殖の適否に関する診断が必要**。

※販売業だけでなく、展示業(猫カフェ等)、貸出し業、譲受飼養業も対象。

※健診の項目や診断書の様式は定まっていない。(参考様式あり)

動物の疾病等に係る措置について



毎年、狂犬病の予防接種の時期に獣医師に来てもらっているが、その際に証明書に「異常なし」と書いてもらったものでも良いか？



- ◆ 獣医師法第19条に基づく**診断書**である必要がある。
- ◆ 繁殖させる個体は、雄・雌ともに繁殖の適否に関する診断が必要
- ◆ 台帳等に記載することで代替はできない



獣医師から診断書の交付を受けてください。

(5) 動物の展示の方法に関する事項

全ての事業所 ⇒ 令和3年6月以降に適用

◆犬猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保すること。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに**展示を行わない時間(休息時間)**を設けることが義務付けられました。



休息時間は30分
～1時間は必要。

＜休息できる設備とは＞

※顧客との接触や視線、照明、音響を避けられる場所のこと。

※カーテンの使用は不可ではないが、「透けて動物が見える」「顧客が隙間からのぞける」「視線は遮断できるがカーテンの上からケージをたたく恐れがある」等の状況は望ましくない。

(6) 動物の輸送の方法に関する事項

全ての事業所 ⇒ 令和3年6月以降に適用

◆輸送された犬猫は、輸送先の飼養施設で**2日間以上**、下痢や嘔吐、手足の麻痺などの状態を目視によって観察してからでないと販売ができない。

※移動販売、展示販売を行う場合は、2日以上前に会場となる飼養施設に輸送し、観察をしてからでなければ販売ができない。

※飼養施設として登録されていない輸送車での観察は認められない。

※観察期間中の展示は禁じられていない。

(7) 動物の繁殖に関する事項 (年齢、回数)

全ての事業所 ⇒ 令和4年6月以降に適用

◆犬

メスの生涯出産回数は**6回**まで。交配時の年齢は**6歳以下**。

(7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下)

◆猫

メスの交配時の年齢は**6歳**以下。

(7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下)

猫は回数による
制限ではない

生涯出産回数を証明できるってどういうこと？



参考様式

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 ☐販売 ☐貸出し ☐展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・産卵 予定日	出産・産卵 年月日	出産・産卵数	出産・産卵後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時の 年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供すること をやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健 康： 疾 病 等： 死 亡 等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

◆令和3年6月から繁殖実施状況記録台帳の様式が変わり、メスの交配時の年齢および生涯出産回数の記入が義務付けられた。

◆この台帳を正確かつ適切に記入し、5年間保存している場合は生涯出産回数の証明となる。

(8) 動物の繁殖に関する事項(その他)

全ての事業所 ⇒ 令和3年6月以降に適用

◆帝王切開を行う場合は獣医師に行わせるとともに、**出生証明書**並びに母体に関する**診断書**の交付を受け、5年間保存しなければならない。

◆繁殖させる場合は、年に一度の健康診断、帝王切開時の診断等の結果に従うとともに、繁殖に適さない個体を用いてはいけない。

帝王切開時の母体に関する診断書とは？



(参考例)

診断書

実施した個体：

診断結果： 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否： 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等：
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名：

動物病院等の名称：

所在地：

電話番号：

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等		
身体の確認	全身（被毛の状態、削瘦や肥満がないか等）		
	眼の周囲（目やに等で視力に影響がないか等）		
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）		
	四肢（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎているか等）		
	肛門周囲（糞尿が固着していることがないか、傷やただれがないか等）		
	生殖器の状態（傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等）		
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

◆帝王切開後の**母体の状態**、及び**今後の繁殖の適否**が含まれていないといけない。

◆様式は定められていないが、環境省の参考様式(左記)を使用してもよい。

(9) マイクロチップについて

全ての事業所 ⇒ 令和4年6月以降に適用

◆犬猫等販売業者は、マイクロチップが装着されていない犬又は猫を取得したときは、下記の日までにマイクロチップを**装着**しなければならない。

- ① 生後90日以内の犬猫⇒生後90日を経過した日から30日以内
- ② ①以外の犬猫⇒取得した日から30日以内

※①②よりも前に譲渡し、販売を行う場合⇒譲渡しの日まで

マイクロチップについて

◆以下の場合には環境大臣の登録を受けなければならない。

① マイクロチップを装着した場合⇒装着日から30日以内

② マイクロチップが装着された犬猫を譲り受けた場合

⇒取得した日から30日以内

※①②よりも前に譲渡し・販売する場合は、譲渡しの日まで

◆マイクロチップが装着され、さらに環境大臣の登録を受けている犬猫を取得した場合は、取得した日から30日以内に変更登録を行わなければならない。

※その日までに譲渡し・販売する場合は、譲渡しの日まで

犬猫販売に係るマイクロチップの流れ



【ブリーダー】

販売日等まで(※)にマイクロチップ装着と登録



【ペットショップ】

販売日等まで(※)に変更登録



【飼い主】

購入後30日以内に**変更登録**

※17, 18項を参照

マイクロチップの装着と登録の流れ

獣医師にマイクロチップ装着を依頼



マイクロチップを装着した獣医師が
「**マイクロチップ装着証明書**」を発行



指定登録機関HP (reg.mc.env.go.jp)
へアクセスし、情報を登録



発行された登録証明書を保管

様式第24 (第21条の7第3項関係)
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第1項の登録をする。
よってこの証明書を交付する。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

登録日: 年 月 日

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	399000000999999
02. 暗証記号	3fypRVUFwU
03. 犬又は猫の別	☒ 犬 ☐ 猫
04. 犬又は猫の品種	柴犬
05. 犬又は猫の毛色	赤
06. 犬又は猫の生年月日	令和4年 4月 25日
07. 犬又は猫の性別	☒ 雄(オス) ☐ 雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。
登録内容の更新は、こちらより行ってください。

 <https://reg.mc.env.go.jp/>

お問い合わせ先
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL: 03-6384-5320
Email: info@mc.env.go.jp

※この登録証明書の用紙の大きさは、日本獣医師会が定めること。



犬猫を販売する際の注意点

- ◆購入者へマイクロチップの登録証明書を必ず渡してください。
- ◆購入者へ下記のことを説明してください。

○購入者はマイクロチップの変更登録を行わなければなりません。

○変更登録は有料です（電子申請：300円、紙申請：1000円）

○変更登録を行う際に、登録証明書に記載されているマイクロチップ番号と暗証記号が必要です。登録証明書はなくさないように大切に保管してください。

長時間にわたり
大変お疲れ様でした。

